

梅の木保育園 重要事項説明書 (正)

保育の提供の開始にあたり、梅の木保育園（以下「当園」という。）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人梅の木福祉会
所 在 地	郡山市安積町長久保5丁目1番地の3
電 話 番 号	024-946-5922
代表者氏名	理事長 秋元 幸枝

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	梅の木保育園
施設の所在地	郡山市安積町長久保5丁目1番地の3
連 絡 先	電話番号 024-946-5922 FAX 024-946-5923 ホームページ http://www.umenoki.ed.jp/ メールアドレス umeume2003@umenoki.ed.jp
管 理 者	園長 秋元 幸枝
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 33名 満1歳以上満3歳未満の児童 22名 満1歳未満の児童 5名 計60名
開 設 年 月 日	平成15年 7月 25日
事業所番号	0720351000073

※利用定員は令和8年4月1日現在となります。

3 サービスの目的・運営方針

「当園」は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい

生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1,270.0 m ²
	園 庭	430.5 m ²
園 舎	構 造	RC 造
	延べ面積	832.5 m ²

添付：平面図のとおり

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳 児 室	1 室	つばみ組（0 歳児クラス）
ほふく室	1 室	ちゅうりっぷ組（満 1 歳児クラス）
保 育 室	4 室	すみれ組（満 2 歳児クラス）、たんぽぽ組（満 3 歳児クラス）、ゆり組（満 4 歳児クラス）、ひまわり組（満 5 歳児クラス）について各 1 室
遊戯室（ホール）	1 室	
調 理 室	1 室	
事 務 室	1 室	医務室を兼ねる

5 職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1 名	1 名		専従
主任保育士	1 名	1 名		専従
保育士	15 名	15 名		専従
事務	1 名		1 名	専従
栄養士	1 名	1 名		専従
調理員	3 名	2 名	1 名	専従 3 名
看護師	1 名	1 名		専従
用務員	1 名		1 名	
計	24 名	21 名	3 名	

当園では、「郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 20 日郡山市条例第 61 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<直接雇用・派遣の別>

直接雇用（有期）	4 名
うち保育士	2 名
直接雇用（無期）	20 名
うち保育士	15 名
派遣労働者	1 名
うち保育士	0 名
計	25 名

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）の間に 8 時間勤務
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：20～19：20）の間に 8 時間勤務
保育士	正規の勤務時間帯（7：20～19：20）の間に 8 時間勤務
事務	正規の勤務時間帯（8：30～19：00）の間に 8 時間勤務
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～19：00）の間に 8 時間勤務
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～19：00）の間に 8 時間勤務
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）の間に 8 時間勤務

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び日・祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を郡山市から交付されている方の場合、7 時 20 分から 18 時 20 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日のみ 19 時 20 分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、郡山市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を郡山市から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時20分から8時30分までと16時30分から18時20分又は平日のみ19時20分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、郡山市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 持定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

登園・降園は保護者の送迎となります。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時30分頃	15時30分頃	
5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 延長保育

通常保育時間終了後、満1歳以上の児童を対象に保護者の勤務状況等により、さらに1時間延長して保育を提供いたしますが、事前の申請（利用の初め）が必要になります。（その後は勤務形態の変更等適宜）

短時間保育（8時間）の場合、1歳未満児の児童も開所時間内（11時間まで）であれば時間外ですが、利用可能です。

※ただし通常保育料のほか、延長保育料を御負担いただく必要があります。（別表の2を参照のこと）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、郡山市が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、**別表**の1に掲げる費用を負担していただきます。なお、お支払方法についても、そちらをご覧ください。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	じんキッズクリニック
医院長名	酒井多喜夫
所在地	郡山市山崎305-6
電話番号	024-974-2525

(2) 歯科

医療機関の名称	安積歯科・こども歯科
医院長名	中山 寿賀子
所在地	郡山市安積3-331
電話番号	024-937-4418

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※医療機関及び緊急連絡先については、別紙の「緊急連絡票」に記載あり。

児童のかかりつけ医療機関 (小児科)	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
-----------------------	---

児童のかかりつけ医療機関 (耳鼻科)	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電話番号：
児童のかかりつけ医療機関 (整形外科)	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電話番号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口		・窓口担当者 主任保育士 宗方則江 ・ご利用時間 8：30～18：00 ・電話番号 024-946-5922 F A X 024-946-5923 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出 ください。
第三者委員	安積 清美	電話番号 024-945-1503
		役職・肩書等：地域代表
	根本 敏則	電話番号 024-945-1827
		役職・肩書等：地域代表

※要望・苦情等に関する解決責任者は、園長の秋元幸枝です。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

15 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険等の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター	社会福祉法人全国社会福祉協議会
保険等の内容	災害共済（疾病、傷害、死亡など）	損害保険
保険等の金額	掛け金 3 7 5 円 内利用者負担金 2 6 0 円 ※保険金限度額 2, 8 0 0 万円	掛け金は全額園負担 ※保険金限度額 5 0 0 万円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度のお知らせ」を御確認ください。その上で、不明な点があれば職員へご確認ください。

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	選択・必須	金額
幼児主食費（現）	3歳以上児のご飯等の主食代	必須	月額 1,000 円
幼児副食費（現）	3歳以上児の副食・おやつの副食代	必須	月額 5,500 円
災害共済（現）	独立行政法人日本スポーツ振興センター利用者負担金	必須	年額 260 円
絵本代（現）	2歳から5歳の月間絵本代	必須	月額 420 円～480 円
アルバム・DVD代（現）	ひまわり組卒園アルバム及び卒園式DVD代	必須	1500 円(10 回) ～2000 円(2 回)

※支払い方法： 集金袋にて現金で支払う…（現）

区分：選択…任意で購入するもの

必須…必ず園を通じて購入していただくもの

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

○保育標準時間を利用の場合

・平日 7:20 18:20 19:20

保育時間	200 円
------	-------

・土曜 7:20 18:20

保育時間

○保育短時間を利用の場合（18 時 20 分以降は 1 歳以上児対象）

・平日 7:20 8:30 16:30 17:30 18:20 19:20

100 円	保育時間	100 円	100 円	200 円
-------	------	-------	-------	-------

・土曜 7:20 8:30 16:30 17:30 18:20

100 円	保育時間	100 円	100 円
-------	------	-------	-------

延長保育を利用する場合、ひとり 1 時間あたり 200 円（保育短時間の 18:20～19:20 以外は、ひとり 1 時間あたり 100 円）。月末に集計し集金袋にて現金で支払う。

なお、保育短時間を利用する場合、1 時間に満たない場合は 1 時間として計算する。

また、朝の延長保育料と夕方の延長保育料は時間を合算せず、それぞれ計算する。

※年度当初の事業計画に乗っておらず、今後、上記以外で臨時的に保護者に負担していただくものについては、別途通知等で説明し、その都度御了承いただくことになります。

※当園は、上記費用について現金にて支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：梅の木保育園

説明者職氏名：園長 秋元 幸枝

私は、本書面に基づいて梅の木保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保 護 者 住 所 :

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄:

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 保育園の業務を適切に行うため、誕生表、各行事の写真掲載、ホームページ等への公開、各行事での名前紹介、文集、各種コンクール等への作品出展での名前記載をすること。
- ・ 卒園アルバム、成長の記録等で使用する写真現像を（有）朝日カラーへ依頼すること。
- ・ おゆうぎ会、卒園式の撮影を cinema design h i y o r i へ依頼すること。

誓約書

園が保育の一環として行う、保護者及び地域住人が参加する行事において、行事の様子をカメラ及びビデオカメラ等（スマートフォンなどを含む）で撮影するにあたり、家庭内で鑑賞するため以外に利用しないことを確約します。

行事名：入園式 保育参加 運動会 おゆうぎ会 卒園式 等

梅の木保育園 園長 秋元 幸枝 様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：